

技 第 1 8 1 号
令和5年5月31日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について (通知)

このことについて、別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

問い合わせ先
土木部 技術管理課
土木設計基準係
農林設計基準係
電話：300-2-5390/5941



技 第 1 8 1 号
令和5年5月31日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について（通知）

このことについて、令和3年3月31日付け技第546号「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」により取り組みを進めていますが、この度、手引き（案）を下記のとおり一部改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 改定内容

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が改訂されたことを受け、日最高気温の特例（28度と読み替え）を廃止する（詳細は別紙新旧対照表のとおり）。

ただし、当通知前に現場作業を行っていた既契約工事については、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」から「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて精算するものとする。

2. その他

当通知は、技術管理課のホームページに掲載します。また、職員ポータルライブラリに併せて登録します。職員ポータルライブラリの登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01-03-395【設計積算基準関連通知】「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先

土木部 技術管理課

土木設計基準係

農林設計基準係

電話：300-2-5390／5942

新旧対照表

○「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行」の手引き（案）

改定前	改定後
<p>1. はじめに 本手引きは、島根県土木部・農林水産部が所管する建設工事等において、熱中症対策に係る現場管理費補正（以下、本補正という）を試行するに当たり、必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>なお、令和2年5月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を行った土木部（港湾空港課港湾事業、建築住宅課を除く）所管の建設工事、維持管理業務委託及び農林水産部（森林整備課、漁港漁場整備課を除く）所管の建設工事については、日最高気温を当面の間28度と読み替えて対応する。</p> <p>また、令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を行った土木部港湾空港課（港湾事業）所管の建設工事、農林水産部漁港漁場整備課所管の建設工事については、日最高気温を当面の間28度と読み替えて対応する。</p> <p>(2) 工期 工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$	<p>1. はじめに 本手引きは、島根県土木部・農林水産部が所管する建設工事等において、熱中症対策に係る現場管理費補正（以下、本補正という）を試行するに当たり、必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>(2) 工期 工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$